

3つの映画作品が描く墮胎

——リプロダクティヴ・ヘルス&リプロダクティヴ・ライツ
の実現に向けて——

木村尚子

(受付 2021年10月22日)

はじめに

「墮胎」とは、妊娠を人為的に中断させる行為のことである。日本では刑法が墮胎を罪する一方で、優生保護法（1948）とこれを改めた母体保護法（1996）により一定条件を満たす墮胎の違法性が阻却されており、これは墮胎と区別され「人工妊娠中絶（以下、中絶）」と呼ばれる¹。初期の中絶は実質的に生殖コントロールの手段として機能しているものの、日本社会では当事者の選択や権利として肯定的に捉えられることは少ない。しかし国際的には、墮胎や中絶は、身体や生殖における女性の自己決定や選択として認識される傾向にあり、今日広く知られるようになったリプロダクティヴ・ヘルス&リプロダクティヴ・ライツという概念にも、合法的で安全な中絶へのアクセスが含まれる²。これが登場した背景には、第二波フェミニズムの「女の健康運動」や優生学的な人口管理政策に対する反対運動があり、女性学やジェンダー研究もこれに共鳴してきた。それでは、このような知見は社会にどれだけ影響を与えているのだろうか。

本稿では、墮胎や中絶を性と生殖の健康と権利という観点でとらえることが社会でどのよ

-
- 1 本稿では「墮胎」のうち、法的に認められ医療的処置であるものを「人工妊娠中絶」と呼ぶことを基本とする。ただし、各映画作品に関連した引用文には「違法中絶」などの表現があり、原文のまま使用した。なお旧優生保護法の優生手術や生殖医療技術にまつわる中絶については、本稿では扱わない。
 - 2 国連国際人口開発会議（ICPD; International Conference on Population and Development）の合意文書『行動計画』（1994）によれば、リプロダクティヴ・ヘルスとは、人間の生殖システムのすべての側面において身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、男女とも自ら選択した安全かつ効果的で受け入れやすい家族計画の方法、ならびに法に反しない出生調節の方法についての情報を得、その方法を利用する権利、および適切なヘルスケア・サービスが利用できる権利が含まれる。したがってリプロダクティヴ・ライツは、すべてのカップルと個人が自らの生殖を責任をもって自由に決定し、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに性に関する健康およびリプロダクティヴ・ヘルスを認めることにより成立している。その権利には、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定をおこなう権利も含まれる（United Nation Population Fund, 1994 : 45-46）。https://www.unfpa.org/sites/default/files/event-pdf/PoA_en.pdf（最終アクセス2021年11月11日）

うに共有されているか、そのささやかな検証として3つの映画作品をとりあげる。「主婦マリーがしたこと」(1988)、「サイダーハウス・ルール」(1999)、「4ヶ月、3週と2日」(2007)の3作品は、欧米で制作された、いわゆるエンタテインメント映画であるが、共通して墮胎(違法中絶)が主要なテーマである。これら3作品における描写は、1980年代以降の女性運動やジェンダー研究の知見を反映し、性と生殖の健康がないがしろにされ当事者の選択や決定が制限される状況が、いかに不当であることを示している。なお本稿では一部、映画の原作などを補足的に参照した。

1. 「見せしめ」に抗う——「主婦マリーがしたこと」³

本作の主人公は、第二次世界大戦中、ドイツ占領下のフランス北部のノルマンディーで、傷痍軍人となって帰還した夫と幼い子どもとともに暮らすマリーである。食用にする野草を摘み「捕虜収容所並みに薄いスープ」を啜る苦しい生活だが、マリーは音楽やダンスが好きで歌手になることを夢見ている。そんなある日、隣人の墮胎を手伝い⁴、その謝礼としてレコードプレイヤーをもらったことから、墮胎を必要とする人に技術を提供するようになる。「ネズミの穴みたいな」家から引っ越し、配給切符では手に入れない食品やタバコなどを現金で購入する生活、さらに、知り合った娼婦に部屋を貸して収入を増やし、自分の夢を実現すべく歌のレッスンにも通う。

小川(2007:392)は、この映画でマリーの施術を受ける一人の女性が、打ち続く出産の果てに「自分が牝牛になったような気がする」と訴えたことに触れ、「妊娠し続ける己の身体を恨めしく思う女性がいても不思議ではない」と述べている。この女性はマリーの施術を受けたのちに死亡し、それを嘆いた彼女の夫もあとを追って自殺する。やがて、経済的にも性関係でも自立するマリーに置き去りにされた格好の彼女の夫が、彼女の「違法行為」を密告し⁵、マリーは「国家反逆罪」で斬首の刑に処せられる。

まず、「主婦マリーがしたこと」という日本語タイトルに注目したい。日本で発売されたDVDのキャプションには、「一人の貧しくも平凡な主婦が、収入を得るために始めた墮胎の仕事が原因で死を宣告され(中略)フランス女性最後のギロチン処刑になるまでを描いた映

3 映画「主婦マリーがしたこと」の原題は“Une Affaire De Femmes”(女たちの物語)、1988年クロード・シャブロール監督・脚本のフランス映画、主演はイザベル・ユベール。視聴したDVDは「主婦マリーがしたこと」(2011)発売・販売元キングレコード。本文中の引用はDVDの日本語字幕とDVDカバーのキャプションを参照した。

4 映画では、現在エネマシリンジと呼ばれる洗浄器具を使い、せっけん溶液を子宮内に注入して子宮の収縮を誘発する方法をとっている。原作の日本語訳では「浣腸用のゴム球」「カニューレ(管)」などと記されている(スピネル1992:49)。

5 映画に登場するマリーの「愛人」も、「国の仕事」をして「特権」を得ていると発言している。

画」とある。この文では一個人に焦点が当てられており、戦時下の苦境に耐える「平凡な主婦」が、ふとしたきっかけから物欲や享楽に駆られ「違法行為」を重ねていくというストーリーを想像させる。確かに映画の序盤でマリーは、「14歳から家政婦のように働きづめ、ウンザリ！」と「主婦」であることに抗議しており、これに対し彼女の夫は「女だからな」という言葉でなだめようとしている。

しかし、これと少し異なる印象を与えるのが、映画の原題および原作のタイトル“Une Affaire De Femmes”（女たちの物語）である。原作は、弁護士でもあるフランシス・スピネルが裁判記録をもとに執筆し、1980年代半ばに刊行されたノンフィクションである。同書によれば、マリー＝ルイズ（1903-1943）は20代のときに2度、詐欺罪により刑務所に入れられ、結婚後、墮胎施術をおこなうようになる前から「愛人」がいたという（スピネル1992：36,45）。また「違法行為」をおこなう彼女の周囲には、映画でも登場する、それを必要とする、あるいは情報提供したり付き添ったりする「女たち」だけでなく、施術を積極的に斡旋した3人の女性があり、彼女らは共犯者としてともに裁判にかけられ有罪判決を受けたという（同：177）。

再び映画作品に戻ろう。本稿が最も注目するのは、マリーが「道徳に反する罪」で国家裁判にかけられたことである。1940年5月のドイツ侵攻によるフランス降伏後、フランス北部と東部はドイツ軍の占領下となり、フィリップ・ペタン（1856-1951）率いる内閣はドイツとの間に休戦協定を結ぶ。パリ陥落後の政府が拠点とした中部の町ヴィシーにちなんでヴィシー体制（1940-1944）とも呼ばれるこの政権は、主権国家としての主要な権利は保持したものの行政的な対独協力を免れることができず、一方で「自由・平等・友愛」に代えて「労働・家族・祖国」のスローガンを掲げた「国民革命」の名のもとに、義務と責任、協力や服従を説いた（渡辺1994：78,90-91）。映画の中盤で、マリーの一家が食卓を囲み、夫がペタンのラジオ演説に耳を傾ける場面があり、そのラジオ音声は、フランスの「歩むべき道」に「必要なのは強い家族、組織された若者とその活動だ」と述べている。ペタンの「国民革命は青年と家庭と労働という三つの回路をとおして伝えられた」のである（同：91）。

国家裁判のためパリに送られたマリーに弁護士は、「国力の回復と道徳観の育成」を急務とする政府が彼女を国家裁判にかけるとの目的は「見せしめ」だと説明する。「道徳に反するのは国家への反逆に等しい」「墮胎が出産より多ければ国は滅びる」という理由である⁶。マリーが2年間で20人以上の女性に墮胎施術をおこない高額な報酬を得たこと、加えて娼婦に部屋貸しして利益を得たことは、「反社会的で下劣」な行為であり国家への叛逆とみなされ、特赦も却下された。一方で彼女の周辺の複数の女性は、「たかが墮胎」で国家裁判にかけられるなど

6 ヴィシー政権の家族政策はカトリック教会の理念と結びつき、離婚、墮胎、売春などが出生率を下げる因子として槍玉にあげられる一方で、主婦の役割と母性が強調された（渡辺1994：99-102）。

「冗談でしょ」と反応している。マリー自身も「地元の取り調べで二度としないと誓った。自白で減刑されるでしょ」と、当初は楽観視していた。判決を待つマリーに付き添う警官でさえ「心配するな、女を死刑にはしない」と言う。マリーの隣人のように、夫や恋人が出征したり捕虜になったり、あるいは強制労働のためドイツに送られるなどして将来の展望が持たない、またドイツ兵に妊娠させられたなど、「産まない」選択は「違法」ではあってもありふれたものであった。施術する者もされる者も、特別な人ではなかった。「裁くのは男、何も分っちゃいない」とマリーはつぶやく。

フランスの墮胎禁止法はさまざまな変遷をたどり、1920年代に軽罪とされていたものが1930年代末に取り締まりが強化され、ヴィシー政権樹立後には多産を奨励するキャンペーンが繰り返された（スピネル1992：25-27）。さらに、マリー＝ルイズが逮捕される約8ヶ月前の1942年2月、墮胎施術者を「祖国の殺人者」とみなし死刑に処するという法律が発令された（同：82）。この法令は映画の中でも、マリーに言い渡される判決の根拠としてあげられている。マリーの刑が確定した映画の終盤、マリーの弁護士と友人は次のように語る。マリーへの刑は、時の政府自らの「臆病さ」への「腹いせ」であり、「ユダヤ人のドイツ送りにも加担させられた」自分たちの「臆病さ」にも通じる、今や「フランスは巨大な鶏小屋だ」と⁷。

1944年8月にフランスが解放されると、墮胎施術者は1年から5年の懲役刑に処されることになり、死刑判決を下すことができる法律は廃止された（同：203）。それから30年に満たない1971年、343人の女性が墮胎を経験したことを認める宣言書に署名したが起訴はされず、1975年には墮胎に対する刑法典の条項適用が5年間停止され、間もなく「意思による妊娠中絶」費用の一部が社会保障で払い戻されることになったという（同：204）。つまりマリー＝ルイズに下された刑は、ヴィシー時代の「女たち」への「見せしめ」であったと言えることができる。スピネルは次のように述べている。

マリー＝ルイズ・ジローの裁判はヴィシー政権の歴史を含んでいる。敗戦による痛手とその甚大な影響、「国家革命」、そして法治国家の終焉。彼女の裁判はドイツ軍による占領下フランスの衝撃的な縮図である。見捨てられた妻たち、捕虜になった夫たち。密告、特別裁判所、ペタン元帥の影。彼女の物語はヴィシー政権下に起きたありふれた犯罪である……

マリー＝ルイズ・ジロー裁判に関する一件資料をひもとけば、正義が空間と時間において相対的であることをまのあたりにし、めまいに襲われずにはいられない。（略）彼女の不幸は歴史と出合ったことだ（同：12）。

7 渡辺和行によれば、第二次世界大戦後のフランスはドイツに占領された被害者であり、レジスタンス（対独抵抗運動）によって勝利した国という自画像を描いたが、1970年前後からヴィシー時代の見直しが図られるようになり1980年代にはさらに振り返りが進んだという（渡辺1994：18-19）。スピネルによる原作“Une Affaire De Femmes”や本映画作品もその一環であると言えよう。

本作は「見せしめ」となったマリーを通じ、窮地に立った国家が法をもって「女性を支配し利用し使用しようとする」（マッキノン2011：120）ことを示し、その「抵抗」の可能性に気づかせるものである。

2. 規則をつくること／破ること——「サイダーハウス・ルール」⁸

本作は、ジョン・アーヴィングによる同名の小説（1985）を原作とした映画で、脚本も原作者が担当している。ただし映画では大きく脚色され別の作品となっているため、本稿では原作小説は扱わない。

時代は第二次世界大戦中の1940年代前半、舞台はアメリカ合衆国東海岸の最北部メイン州、ある孤児院で生まれ育ったホーマーという青年が孤児院を飛び出し、自分の役割を見つけるまでの成長譚である。あるいは、彼を我が子のように育てた孤児院の運営者・ラーチ医師との、「父と子」の物語と言うこともできる。日本で発売されたDVDには「全世界を暖かな微笑みと涙で包み込んだ愛と青春の感動作」とある。

この孤児院には、子どもを預けるために出産しに来る女性や、墮胎手術を目的に訪れる女性たちがいる。ラーチ医師はホーマーに自分の仕事を継がせようと産科の知識と技術を伝授するが、ホーマーは違法である墮胎にも、またラーチ医師の期待に添うことにも肯定的になれない。そんなある日、若い男女、ウォリーとキャンディが墮胎のために同院を訪れる。ホーマーは新しい世界が見たいと、帰路に着く彼らの車に同乗させてもらって孤児院をあとにする。ウォリーの親が経営するリンゴ農園で仕事を得たホーマーが寝起きするのが「サイダーハウス」、リンゴ圧搾加工の作業場兼季節労働者のための宿舎である⁹。やがて季節労働者のリーダーの娘・ローズが父親によって妊娠させられ、彼女は「自分で始末する」と言う。これを聞いたホーマーは、自らを「医師だ」と名乗り、ラーチ医師が送った医療道具を使って墮胎手術をおこなう¹⁰。間もなくホーマーの元にラーチ死去の知らせが届き、彼はラーチ医師の後継者となるため自分の生まれ育った孤児院へ帰る。

本稿の関心からは以下の3点を指摘したい。

まず、先の「主婦マリーがしたこと」と同じく、この作品でも墮胎における女性たちの連

8 映画「サイダーハウス・ルール」の原題は“The Cider House Rules”。1999年ラッセル・ハムストレム監督のアメリカ映画、キャストはトビー・マグワイヤ、シャーリーズ・セロン、マイケル・ケインら。2000年アカデミー賞受賞（最優秀脚色賞、最優秀助演男優賞）。視聴DVDは「サイダーハウス・ルール」（2005）販売アスマック。本文中の引用はDVDの日本語字幕を参照した。

9 映画の摘果の場面で、日本語字幕「果汁用」の「果汁」に「サイダー」のルビが振られている。

10 ここでの道具は拡張掻爬術（Dilation and Curettage）のためのもので、欧米では19世紀末から20世紀初頭に医療の中で用いられるようになったという（塚原2014：40）。

帯が描かれている。ラーチ医師による施術を受けたキャンディは、農園労働者の女性・ローズに自分の「秘密」を告げ、選択肢を提示する。またローズがホーマーの施術を受けた際には、世話や助言をしている。墮胎や中絶の経験には否定的で複雑な感情が生じやすいとはいえ、一方で、それを無事に終えられた安堵や最善の選択だったという自己肯定、その選択が自らの人生にもたらしたポジティブな結果があり、それらを表明したり体験を共有したりすることがスティグマに抗することにもつながる（塚原2014: 238-239）。さらに、白人であるキャンディから黒人労働者であるローズに墮胎の経験が伝えられ、自分自身のためのよりよい選択の重要性や安全な手段が共有されたことは意義深い。原作が書かれた1980年代半ばまでの女性運動、とりわけブラック・フェミニズムの論者たちによる、人種・民族・階級・性などが複雑に交差した差別の様相を訴えた成果が反映されていると考えることができる¹¹。

次に、墮胎施術者であるラーチ医師とホーマーの対比に注目したい。ホーマーは農園の果樹を守るために野ネズミを駆除しつつ、「命あるものを殺すのは神の役目」「僕が神を演じるのはネズミまで」とラーチ医師に書き送る。これに対しラーチは「産む意思のある女性に墮胎を勧めることはない」「私の後継者はおまえしかいない」と返信する。墮胎が違法であり決して歓迎すべきことではないとしても、それを必要とする人がいる限りは技術を提供する、安全な技術が提供されなければより悲惨な結果につながりかねないという考え方¹²、これを絶対悪だとして排除しようとする意見の対立は、アメリカ社会で今も続く複雑かつ苛烈な論争である（荻野2001）。映画ではホーマーが葛藤した末、最後に墮胎容認の考え方を受け入れる。

また、妊娠に与した男性も描かれている¹³。キャンディの手術に付き添った恋人・ウォリーは、手術室から青ざめた顔で出てきて「僕のせいだ」とつぶやく。彼は陸軍航空隊に所属し、間もなく故郷での休暇を終えて軍に戻るようになっており、この状況がキャンディの決断を促したことが示唆される。映画終盤でウォリーは、戦地のビルマで脳炎に罹患し下半身が動かない状態で帰還する。また、ローズを妊娠させた父親はホーマーの施術の助手をするが、手術の現実と、おそらく激しい後悔から、耐えきれず屋外へと逃げ出す。施術後に父親の元を去ろうとする娘の誤解を受けて傷を負うが、事件になることを避けた彼本人が自ら死を選ぶ。これらを、墮胎の要因となった相手男性に対する「懲罰」と読むことも可能だろう。女性が墮胎や中絶によって、あるいはそれらへの懸念によって抱える負担を、相手男性も相応に担うべきであるという議論はしばしば耳にする。しかしそれがスティグマの拡大でしか

11 この時代に影響力のあったブラック・フェミニストとしては、アンジェラ・デイヴィス、ベル・フックス、キンバリー・クレンショーなど。

12 映画の前半で、不適切な墮胎施術を受けたことが原因で死亡する少女が描かれている。

13 映画「主婦マリーがしたこと」でも、マリーの隣人女性は恋人である「彼」に墮胎するよう説得され、そのための道具も「彼」が準備したと言っている。

いのであれば、既存の罪悪視を深めるだけではないだろうか。墮胎した当事者とその痛みを分かとうとした相手がともに「懲罰」を受けることなく、その選択の先へと進めるような墮胎観の転換を図ることこそ肝要である¹⁴。

最後に作品タイトルである「サイダーハウス・ルール」について加えたい。先述したように「サイダーハウス」はリング加工の作業場兼季節労働者のための宿舎で、その室内には労働者たちに向けた「ルール」が記された1枚の貼り紙がある。「ベッドでのタバコ禁止」「屋根の上で寝ないこと」などの幼稚な「ルール」に、労働者たちは「規則を決めるのは俺たちだ」と貼り紙を燃やす。また映画の冒頭ではラーチ医師が、「セントクラウド（孤児院がある地名）では規則をつくるも破るも、優先されるのは孤児の未来だ」と語る。墮胎施術をおこなうことも、ホーマーを後継者とするために医師免許状を偽造したことも既存の「ルール」を破ることはあったが、孤児や女性たちの未来を優先する彼自身がつくった「ルール」に従ったものであった。

3. 暗闇を歩く——「4ヶ月、3週と2日」¹⁵

本作は1987年、チャウシェスク独裁政権末期のルーマニアで、大学生のオティリアが学生寮のルームメイトであるガビツァの墮胎を手助けする、その1日を描いた作品である。

ストーリーの概要は以下の通りである。望まない妊娠をしたガビツァは、違法な墮胎施術を受けることを計画する。協力者となったオティリアは、能動的に行動しないガビツァに苛立ちながらも、事情を伏せて恋人からお金を借り、施術実行場所とするホテルを手配し、施術を請け負うベベという男と待ち合わせて予約した部屋に向かう。ところが当のガビツァは、ベベに妊娠2ヶ月だと偽って伝えており、さらに準備した費用も十分でないことがその場で判明する。何としても施術を實行してほしいと懇願するガビツァに、ベベは不足分の代償として二人との性交渉を提案する。拒めば施術を断わられてしまうと彼女らは要求に応じ、その後、ガビツァは施術を受ける。この日の夕方、オティリアは恋人・アディの母親の誕生日パーティーに招かれており、断わりきれずに彼の家を訪ねるが、ガビツァの経過が気になり落

14 私はかつて日本の裁判記録から、刑法墮胎罪の「共同正犯」「教唆」「幫助」である相手男性が罰せられることを指摘し、刑法墮胎罪や母体保護法のあり方と生殖コントロールの権利について広く議論する必要があることを指摘した（木村2018：48-49）。重要なのは、墮胎した女性とともに「共犯」男性を罰する刑法墮胎罪を廃し、妊娠に与し墮胎の痛みを分かち合おうとする当事者たちの選択と決定が尊重される社会を実現することである。

15 映画「4ヶ月、3週と2日」の原題は“4 Luni, 3 Saptamini si 2 Zile”（この表記は封入ライナーノーツによるが、正確には4 *luni*, 3 *săptămâni* și 2 *zile*である）、2007年クリスティアン・ムンジウ監督・脚本、ルーマニア映画、主演はアナマリア・マリнка。2007年（第60回）カンヌ国際映画祭パルムドール賞受賞。視聴DVDは「4ヶ月、3週と2日（デラックス版）」（2008）販売ジェネオンエンタテインメント。本稿の参照と引用はDVDの日本語字幕および附属のライナーノーツ。

ち着かない。不安を抱きつつホテルに戻ってみるとガビツァは無事目的を果たしており、オティリアはその後始末をするために夜の街に出ていく。

この状況を理解するために、まず本作の時代背景を確認しよう。ニコラエ・チャウシェスク（1918-1989）はルーマニア社会主義共和国の元首として、国家評議会議長（1967-）と大統領（1974-1989）を歴任する。彼は、国外にリベラルな姿勢を示す一方で、権力の個人集中を進め強引な工業化を推進するが、1970年代のオイルショックや地震により挫折し、多額の対外債務を抱える。この返済のため、国民に必要な食糧までも輸出に回す耐乏計画を実施し、凶作も重なってルーマニアは飢餓状態に陥る¹⁶。国家によるコントロールは、政治や経済、思想、教育はもちろん、食事から性生活にまで及んだという。これに先立つ1966年には、工業化に必要な労働力を確保するため、出産を奨励し中絶を大きく制限する政令770号が制定されている。14-15歳の中学生にも出産が奨励されたほか、職場単位で妊娠をチェックする係があり、月経が止まった者は確実に出産したかどうか調査され、出産しなかった者は処罰の対象とされた。「違法中絶」には厳しい刑罰が科せられ、避妊も禁じられてコンドームも店頭にはばなくなったという¹⁷。

映画でも、オティリアとガビツァが住む学生寮で、国外から送られてきたと思われる外国製の日用品や避妊ピルが学生の間で売買されており、これらが日常的に入手困難であったことがわかる。またオティリアは、バスの中で見知らぬ乗客に乗車切符を融通してもらったり¹⁸、満室に近いホテルで部屋を都合してくれたスタッフに外国製タバコを差し出したりしている。このような交渉や取引が日常的にさまざまな場面で必要であったことが窺える。不本意ではあっても避けられないこと、優先すべき目的のために受け入れざるを得ないことがあり、これらに対しそれぞれが工夫して乗り越えようとしているということだろうか。

施術を請け負うべべは、オティリアとガビツァに次のように言う。「すべては金しだい。これは遊びじゃない、違法行為なんだ。とくに私はより重い刑に問われる」¹⁹「私は何も隠さない。自分の車で来たしIDも受付にあるから、警察が来たら真っ先に捕まる。自由を危険にさらしている。家族があるし子供もいる、その私が君を助けるなら、相当の見返りがあるべきだろ?」。実はべべはIDカードを預ける必要のないホテルを事前に指定したのだが、ガビ

16 前掲DVDのライナーノーツより引用。チャウシェスクは市民の怒りの爆発によって1989年12月に処刑される。これは同年、軍と治安警察がティミショアラ市の反政府群衆に発砲し数百人が亡くなった事件が引き金となったが、そこに至るまでの、対外債務返済のために国民に強いた飢えと凍え、その政策を当然とする人権無視の独裁制の非人間的な退場があったとの指摘がある（住谷1993: 507）。

17 前掲DVDのライナーノーツより引用。

18 オティリアが乗ったバスで乗務員が検札を開始し、切符を持たない彼女が乗客に余分の切符がないか尋ねて1枚の切符をもらうシーンがある。

19 べべは、妊娠4ヶ月を過ぎると罪が重くなり中絶できない、殺人罪で5年から10年の刑だと説明している。

ツァはそのホテルを予約しそこね、オティリアが奔走して見つけたホテルは出費がかさんだ。またガビツァは、施術費用交渉のために本人が待ち合わせ場所に来るようベベに指示されたにもかかわらず、オティリアを「姉」だと伝えて代行させ、しかも費用を低く見積もっていた。後日追加で支払うというガビツァとオティリアの提案に、ベベは「なぜ信用できる」と拒絶する。ベベもまた老いた母親や家族を抱え、違法な施術による収入に頼っているようにも見える。

ガビツァとオティリアがベベの要求を呑んだ要因は、たとえ1週間でも施術を先延ばしにできないというガビツァの焦りであり、また学生である彼女らにはこれ以上の金額が用意できる当てもなかったことであろう。施術を終えたベベが去ったあと、オティリアはガビツァに「あなたのバカな考えには、もううんざり」と言う。ガビツァの嘘や他人任せの行動が予想もしなかった窮地を招いたからである。しかしそれでもなお彼女がガビツァへの協力を放棄しなかったのは、ベベから言い渡されたように「始めたら引き返せない」こと、ガビツァに発熱や大出血など「最悪の結果」が起こり得ることが想像されたからであろう。さらにオティリアには、同じ事態が自分の身に発生してもおかしくないという思いがあったからだと考えられる。

オティリアは、ガビツァの経過が気になりながらも恋人・アディの家へ行く。彼の母親の誕生日パーティには親戚や両親の友人たちが来ており、彼らはアディに早く結婚しろという軽口や、「ポテトが母親の味でないと食べない」アディの父親についてたわいもない話をしていいる。また、オティリアの父の職業が軍人だと聞いて「学があるより無学の方がまともな人間が多い」などと述べたり、タバコを吸おうとするオティリアに「若い女性が恋人の両親の前でタバコを吸うのは…」という苦言を向けたりもする。

アディと二人になった場でオティリアは、ガビツァの墮胎に協力したことを打ち明け、「私が妊娠したらどうする？ありえる事よ。考えたことある？」とアディに詰め寄る。「何をしてくれるか知りたい」「木曜が注意日だった。なのにあなたはお構いなしに…」「助けてほしい時が何度もあった」とオティリアはアディに不満をぶつけるが、彼は「妊娠していないのに何でこんな話を？」と彼女の追及に戸惑う。「中絶に反対なのは危険だからだ」と言うアディに「他に解決方法が？」と返すオティリア。二人の気持ちはかみ合わず、鬱屈した感情のままオティリアは彼の自宅をあとにする。

この場面は、異性間の性関係において「妊娠の可能性」を共有することの難しさと、だからこそ歩み寄ろうとする対話の試みとして重要である。ジェンダーをめぐる不平等や規範、バイアスなどは、家族や友情関係、あらゆる人間関係やコミュニティに存在するが、とりわけ生殖や性の関係において妊娠をその身に引き受ける側は、多くの社会で不利な立場に置かれる。「妊娠したらどうする」か、その可能性の高い「注意日」にどう対処するか、「助けて

ほしい時」に臆せず相手に求められるか、それらの対話を実現することは容易ではない。ましてこの時代のルーマニアで「妊娠した」場合の選択肢は限られる。

本作の「ディレクターズ・ノート」によれば、1966年の政令770号以降、女性たちは「違法な中絶」に走り、その結果、共産主義体制が終わりを迎えるころまでに50万人以上の女性が亡くなったという。監督であるクリスティアン・ムンジウは、この時代、「中絶はモラル的なニュアンスを失い、体制に対する反抗や抵抗を意味する行動として認識されるようになった」と記している²⁰。本作は直接的に「体制に対する反抗や抵抗」を叫ぶのではないが、オティリアたち若い世代の葛藤を通し、当時の政権の方針が彼女らの選択を狭め、また施術を得るために本意ではない要求に応じさせたことを訴える。

オティリアがアディの自宅を逃げるように出てホテルに戻ると、ガビツァはバスルームに子宮からの排出物を放置して眠っていた。ベベからは「犬が掘り出せる所に埋めるな。きちんと包み、高層ビルの10階まで上ってゴミ捨てシュートに投げ込むんだ」という注意が与えられていたが、ガビツァはオティリアに「埋めてくれる？約束よね？」と言う。オティリアは「投げ捨てないわ」と答えてそれを自分のカバンに入れ、夜の街をさまよった挙句、古い建物の階段を上がりカバンごと「ゴミ捨てシュートに投げ込む」。街灯の少ない暗い街を急ぎ足で行くオティリアの姿は、視聴する者に緊張感を与える。ホテルに戻ったオティリアは、「埋めた？」と問うガビツァには答えず、「2度とこの話はしないことよ」と告げる。彼女らはその日1日を記憶の底に投げ込み、明日からの日常を歩き続けるのだろう。

4. 考 察

以上で見てきた3作品が制作されたのは1980年代末から2000年代にかけてであり、第二波フェミニズムの中絶容認運動を背景とした「リプロダクティブ・ライツ」の用語が定着していった時期でもある²¹。1994年の国際人口開発会議（カイロ会議）では、リプロダクティブ・ヘルス&リプロダクティブ・ライツを、すべてのカップルと個人が自らの生殖を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利として明文化し、そこに「安全な中絶」を包含した。これによれば、中絶は家族計画の手段として用いられるべきでなく、すべての政府および非政府組織は家族計画サービスの拡充および改善を通じて中絶への依存を減らし、女性の健康への取り組みを強化するよう求めている。また、望まな

20 前掲 DVD のライナーノーツより引用。

21 「リプロダクティブ・ヘルス」の語は1970年代に WHO が用いはじめた（比較ジェンダー史研究会「【用語】リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」https://ch-gender.jp/wp/?page_id=14792 最終アクセス2021年11月11日）。

い妊娠の予防は常に最優先され、中絶が必要とされなくなるようあらゆる試みがなされるべきとした上で、保健制度内に位置付けられた合法的な中絶は安全に実施されるべきであるとしている（United Nation Population Fund, 1994：70-71）。中絶の是非については継続して議論があるものの、リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツはそろって保障される必要がある、中絶の選択を含むリプロダクティブ・ライツの否定は、第二波フェミニズムを経て達成された女性の自己決定権を否定することにつながる²²。

本稿で取り上げた映画3作品で描かれるのは、生殖の自己決定権が認められないことへの抵抗である。いずれも経口避妊薬（ピル）や子宮内避妊器具（IUS）といった近代的避妊法が普及する前の時代、あるいは政策によってそれらが提供されない時期であり、そこでの望まない妊娠は、墮胎や出産直後に子どもを手放すことで対処された。カップルと個人、とりわけ女性が自らの生殖をコントロールすることは難しく、そのための情報や手段を得ることができない状況は、夫の欲求を拒めず「牝牛になったよう」に孕み続ける女性や「違法行為」である技術を提供する者、その技術をめぐる理不尽な取引、危険な墮胎を案じるがゆえのすれ違いを生んだ。また、たとえば「主婦マリーがしたこと」でマリーの施術を受けたのちに死亡した女性や、チャウシェスク政権下のルーマニアで「違法な中絶」によって死に至った多数の例もある。

カイロ会議が示すのは、中絶が必要でなくなるようあらゆる試みがなされた上で、しかしなお必要とされる場合には合法的で安全な中絶が提供される環境が整い、「妊娠する身体」が信頼できる情報とカウンセリングにアクセスして自らの決定をおこなえることである。これを「中絶の権利」と呼ぶことで、女性が積極的に行使すべき権利とみなしているかのような誤解があるが、決してそうではない。荻野（2001：249-255）は、アメリカ社会の中絶論争における中絶擁護派のフェミニストの中にも、個人の権利の正当性や重さ比べによって中絶を論じることに疑問や違和感を表明する人がいるとし、彼女らの見解では、中絶によりふさわしいキーワードは「権利」よりも「責任（responsibility）」だとする傾向があると述べている。ここでの「責任」とは、女性の決定の結果影響を受けるすべての関係者、すなわち女性本人、胎児、パートナー、中絶技術を提供する人々、中絶を「殺人」と同義だとする人をも含む社会などとの関係を考慮した上で、その特定の状況、関係性のもとで最善と思われる決定を女性自身が下すという意味の「応答責任」であり、妊娠や出産、中絶、あるいは育児という営為を、社会的・文化的に複雑な人間関係の文脈の中に位置づけて考えることである（同：254-255）。本稿で見えてきた3つの映画作品では、中絶に対する感情を単純化することなく、対立や裏切り、心身共に傷つき傷つけながらも、生殖にまつわる自己決定を自分の手

22 前掲注21。

にしようとする姿が描かれている。これは、たとえばシービンガー（2007：12）が指摘した、18世紀のカリブ海地域で奴隷となった女性たちが墮胎の効能を発揮する植物を用いて、奴隷主の「財産」を増やすことに抗したことに通じる。

翻って現代の日本社会には、本稿で取り上げた映画3作品で描かれたような規制や制限がなく、熟練した産科技術による安全な中絶手術にアクセスしやすい環境があるため、あまり案じる必要がない、と言えるのだろうか。日本の刑法は妊娠した当事者による「自己墮胎」や当事者の囑託を受け墮胎を実行する「同意墮胎」などを罪として規定しつつ、優生保護法とその後の追加条項により事実上中絶を「自由化」している。現在の母体保護法は以下のよう規定されている²³。

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

ここに明らかなように「人工妊娠中絶を行うことができる」のは「医師会の指定する医師」であり、「本人及び配偶者」はそれに「同意」するのである。「本人及び配偶者」の意味はもとより想定されていない（木村2017：72）。医師会の権限が「母体の健康」を決定することは中絶に限ったことではなく、認可までに何十年もかかった低用量ピルや、いまだに薬局販売されない緊急避妊薬の問題にも共通する。産婦人科医・遠見才希子氏は、国際標準である中絶の経口薬や吸引法の導入が遅れたまま、主に掻爬法による手術がおこなわれ、しかも高額な費用負担が課される背景には「懲罰」としての中絶観があると指摘し、これは、妊娠した当事者の選択が信頼されず、ないがしろにされていることの証左だと述べている²⁴。

また、与えられた母体保護法に懐柔されることによって墮胎や中絶の政治を顧みることが

23 母体保護法（e-Gov 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000156> 最終アクセス2021年9月29日）。

24 産科医・遠見才希子氏へのインタビュー記事「いまだ掻爬する国」（朝日新聞2021年7月16日11）を参照。世界的に1980年代から使用されてきた経口避妊薬について、日本で有効性、安全性が報告され、製薬会社による承認申請が出される見通しとなったのは2021年4月である（NHK NEWS WEB「経口中絶薬 年内めど承認申請へ “治験で有効性 安全性確認” 2021年4月22日）<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210422/k10012990551000.html>（最終アクセス2021年8月15日）。

ない日本社会の現状は「抵抗」を生むことすらなく、チャウシェスク時代のルーマニアより憂慮すべき状態にあるとも言える。若い世代においても墮胎や中絶の罪悪視は根深く、中絶は当事者が胎児の「命を奪ってしまうこと」とする考え方から脱せず、学校教育の中で再生産されてもいる（木村2021：145）。

私は、墮胎や中絶という行為そのものを推奨しているわけではないし、生殖抑制の手段としては他により適切なものがあると考え²⁵、妊娠の中断が必要とされる限りは安全で合法的な、当事者が尊重される形でおこなわれるべきだと考えている。言うまでもなく、墮胎や中絶の焦点化よりも優先されるべきなのは性と生殖の健康の観点であり、それに基づく性教育や実践的な避妊方法の普及、子育てできる条件の整備などである。むしろ妊娠・出産であれ中絶であれ、性と生殖の健康とこれらの選択や決定に「当事者が尊重される」環境がなければ、当事者や関与する人々は多大な不利益を被る。本稿でとりあげた3作品はそれを例示するものであり²⁶、類似する状況は現在の日本社会にも潜在すると考える。

おわりに

本稿で見てきた3つの映画作品は、1980年代以降のフェミニズムやジェンダー研究の潮流を反映している。原作がノンフィクションである「主婦マリーがしたこと」は、史実に基づいているとはいえ、歴史への視点は1980年代のものである。これらの3作品は、時の政権の都合によって、あるいは当事者の選択を許さない規則によって、性と生殖の健康と権利が阻害された状況を描き、これらへの「抵抗」を示している。このような映画作品は、とりわけ若い世代に、性と生殖の健康について考えるきっかけを与えるだろう。

本稿で取り上げた映画3作品は、生殖の健康が軽視される状況が妊娠をその身に引き受ける側のみならず、その外にいる人々にも、また世代を超えても被害を与えることを教える。映画作品の主人公たちが示す「抵抗」は重要であるが、そこに留まることなく、その先にある生殖の健康を達成し維持できる社会の構築に向け、実践を重ねることこそ肝要である。

25 近代的避妊法やサービスにアクセスしにくい状況は今も世界中にあり、それが安全でない中絶につながることもある。例えば以下を参照。JOICFP「世界の人工中絶の状況」(<https://www.joicfp.or.jp/jpn/2018/07/22/44228/> 最終アクセス2021年9月29日)。

26 ただしこれらの3作品が、墮胎や中絶を扱った映画の代表作だと考えているわけではない。

【文 献 ・ 資 料】

- アーヴィング, ジョン (1987), 『サイダーハウス・ルール (上・下巻)』真野明裕訳, 文藝春秋 (John Irving. 1985. *The Cider House Rules*, Garp Enterprises, Ltd.).
- 木村尚子 (2017), 「避妊・中絶——「産まない」ことに向き合う」由井秀樹編著『テーマでひらく学びの扉 少子化社会と妊娠・出産・子育て』北樹出版, 63-75.
- 木村尚子 (2018), 「刑法墮胎罪と男性——原田阜月「獄中の女より男へ」(1915)と当時の裁判記録から」『ウーマンズヘルス学会誌』, 16(2), 46-50.
- 木村尚子 (2021), 「「避妊・中絶」を学ぶ——「ジェンダー論」の授業から」『広島修大論集』, 61(2), 139-153.
- マッキノン, キャサリン (2011), 『女の生, 男の法 (上)』森田成也・中里見博・武田万里子訳, 岩波書店 (Catharine A. MacKinnon. 2005. *Women's Lives, Men's Laws*, Belknap Press of Harvard University Press.).
- 小川真理子 (2007), 「訳者あとがき」シービンガー, ロンダ『植物と帝国』, 小川真理子・弓削尚子訳, 工作舎, 388-394.
- 萩野美穂 (2001), 『中絶論争とアメリカ社会』, 岩波書店.
- シービンガー, ロンダ (2007), 『植物と帝国』, 小川真理子・弓削尚子訳, 工作舎 (Londa Schiebinger. 2004. *Plants and Empire: Colonial Bioprospecting in the Atlantic World*, Harvard University Press.).
- スピネル, フランシス (1992), 『主婦マリーがしたこと』福井美津子訳, 世界文化社 (Francis Scpiner. 1986 & 1988. *Une affaire de femmes*, Edition Balland, Paris).
- 住谷晴也 (1993), 「訳者あとがき——赤い王朝その後」イオン・M・パチェパ『赤い王朝——チャウシェスク独裁政権の内幕』住谷晴也訳, 恒文社 (Ion Mihai Pacepa. 1987. *Red Horizons*, Regnery Gateway, Washington D.C.) 499-513.
- 塚原久美 (2014), 『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ——フェミニスト倫理の視点から』勁草書房.
- United Nation Population Fund. 1994. *Programme of Action: Adopted at the International Conference on Population Development, Cairo, 5-13 September*. https://www.unfpa.org/sites/default/files/event-pdf/PoA_en.pdf (最終アクセス2021年11月11日)
- 渡辺和行 (1994), 『ナチ占領下のフランス』, 講談社.

Summary

Illegal Abortion as Depicted in Three Films:
Toward the Realization of Reproductive
Health and Reproductive Rights

Naoko KIMURA

“Abortion” is the act of artificially interrupting pregnancy. In Japan, abortion is rarely regarded as a positive choice or right of the persons concerned, and its ongoing criminalization generates feelings of guilt and a climate of silence. Internationally, there is a stronger trend towards recognizing abortion as part of women’s self-determination and bodily and reproductive choices. Feminist movements have put forward the concept of reproductive health and reproductive rights, which has also been taken up in women’s studies and gender studies. This paper examines whether and how this idea has been adopted in contemporary societies, by analysing the three films, “Une Affaire De Femmes / Story of Women” (1988), “The Cider House Rules” (1999), and “4 Months, 3 Weeks and 2 Days” (2007). The portrayal of abortion in these three films suggests that neglecting reproductive health can harm not only “bodies capable of childbearing” but also those around them, and beyond generations. The films show the protagonists’ resistance to the policies of their respective governments and to rules limiting their choices. While resistance is important, it is essential to go beyond mere resistance to build a society that enables all women to attain and maintain reproductive health.